

防犯活動中のケガ、賠償責任を負う事故に対する保険制度について

1 概要

セーフティポリスのための総合補償保険制度で、警察やボランティア団体が行う防犯活動中の事故等により、ケガをした場合や法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

2 被保険者

セーフティポリス

3 対象事故

(1) 傷害保険

被保険者が下記①～③の間に被ったケガに対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金が支払われます。

- ① 防犯協会又は警察が時および場所を指定して依頼した防犯活動中（防犯パトロールなど）
- ② 防犯活動等が行われる場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
- ③ 警察への通報連絡活動中

(2) 賠償責任保険

被保険者が上記①～③の活動中に、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったことによって被る損害を補償します。

4 保険金額と保険料

(被保険者1名につき、保健期間1年間 一時払)

区 分		A型	B型	C型	
保 険 金 額	傷 害	死亡・後遺障害	300万円	600万円	1,500万円
		入院保険金日額	3,000万円	6,000万円	7,500万円
		手 術	入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍／外来の手術：入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	5,000円
賠 償	対人(身体)賠償	1名2,000万円 1事故1億円			
	対物(財物)賠償	1事故200万円			
保険料		100円	190円	360円	

※賠償事故の場合、自己負担額（免責金額）は1事故につき1,000円とします。

満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 加入方法

- (1) 各団体が入会者の名簿（氏名・年齢・性別）を作成し、事務局（下記参照）まで名簿と入会金（領収証発行）を持参して下さい。
- (2) 個人で入会する場合は、直接事務局（下記参照）まで入会費を持参して下さい。

6 保険期間

(1) 基本期間

6月1日午後4時から翌年6月1日午後4時まで

(2) 途中加入の場合

毎月5日入会受付〆切り、翌月1日午前0時から翌年6月1日午後4時まで（保険料は、年間保険料に対して月割した保険料となります。）

7 注意事項

パンフレットを読んで保険内容等をよく確認し、不明な点については事務局まで問い合わせして下さい。

事務局 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課
犯罪抑止対策係 087-833-0110（内線 3032、3033）